

答申第 683 号

平成 30 年 5 月 17 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 9 月 22 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 35）（諮問第 769 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付け  
声明文、同日付け特定公益財団法人会長名義通知文、同月27日11時5分付  
けメール、同日18時31分付けメール、同日付け通知文、同月29日付け事務  
連絡、同月26日から同月30日までの特定事件に関する電話に係る報告書、  
同年8月1日付け記者発表資料、同月8日付け依頼文、同日付け参考資料、  
同月17日付け通知文、同月23日付け依頼文、同月26日付け定例記者会見  
(2016年8月24日)結果概要、同年9月5日付け起案文書、同月6日付け  
依頼文、同月15日付け通知文、同月16日付け県保健福祉局福祉部障害福祉  
課長名義通知文、同月23日付け記者発表資料、同年7月26日付け特定連合  
会長等名義通知文、同日付け周知文、警察からの情報提供を内容とする同  
月29日付け周知文、同日付け実施機関における警戒体制に関する周知文、  
同月1日付け職員会議資料、同日付け家族会打合せ資料、同日付け報告文  
書、同月2日付け起案文書、同月9日付け通知文、同年8月19日付け依頼  
文に係る起案文書、同年9月2日付け依頼文、同月7日付け会議資料、同  
月8日付け防犯講習会に係る文書、同月15日付け周知文、同月16日付け特  
定連合会長名義通知文、同日付け特定会議の議事録、同日付け特定会議の  
会議資料、同年7月26日から同年8月3日までの取材対応結果連絡票、同  
年7月26日から同年9月16日までの防犯用品の購入に係る支出命令等起案  
文書及び警備員への連絡方法に係る文書を対象文書として特定したことは  
妥当であるが、同年7月29日付け事務連絡の添付文書については、対象文  
書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。
- (2) 実施機関が、別表2に掲げる情報を非公開としたこと、また、特定事件  
に関連する特定施設Xの利用者の特定事項に関する情報をその存否を明ら  
かにすることができないとして公開請求を拒否したことは妥当であるが、  
別表3に掲げる情報については公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条  
の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」

という。) に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付け声明文(以下「甲子文書」という。)、同日付け特定公益財団法人会長名義通知文(以下「乙丑文書」という。)、同月27日11時5分付けメール(以下「丙寅文書」という。)、同日18時31分付けメール(以下「丁卯文書」という。)、同日付け通知文(以下「戊辰文書」という。)、同月29日付け事務連絡(以下「己巳文書」という。)、同月26日から同月30日までの特定事件に関する電話に係る報告書(以下「庚午文書」という。)、同年8月1日付け記者発表資料(以下「辛未文書」という。)、同月8日付け依頼文(以下「壬申文書」という。)、同日付け参考資料(以下「癸酉文書」という。)、同月17日付け通知文(以下「甲戌文書」という。)、同月23日付け依頼文(以下「乙亥文書」という。)、同月26日付け定例記者会見(2016年8月24日)結果概要(以下「丙子文書」という。)、同年9月5日付け起案文書(以下「丁丑文書」という。)、同月6日付け依頼文(以下「戊寅文書」という。)、同月15日付け通知文(以下「己卯文書」という。)、同月16日付け県保健福祉局福祉部障害福祉課長名義通知文(以下「庚辰文書」という。)、同月23日付け記者発表資料(以下「辛巳文書」という。)、同年7月26日付け特定連合会長等名義依頼文(以下「壬午文書」という。)、同日付け周知文(以下「癸未文書」という。)、同月29日付け実施機関における警戒体制に関する周知文(以下「甲申文書」という。)、同日付け実施機関における警戒体制に関する周知文(以下「乙酉文書」という。)、同月1日付け職員会議資料(以下「丙戌文書」という。)、同日付け家族会打合せ資料(以下「丁亥文書」という。)、同日付け報告文書(以下「戊子文書」という。)、同月2日付け起案文書(以下「己丑文書」という。)、同月9日付け通知文(以下「庚寅文書」という。)、同年8月19日付け依頼文に係る起案文書(以下「辛卯文書」という。)、同年9月2日付け依頼文(以下「壬辰文書」という。)、同月7日付け会議資料(以下「癸巳文書」という。)、同月8日付け防犯講

習会に係る文書（以下「甲午文書」という。）、同月15日付け周知文（以下「乙未文書」という。）、同月16日付け特定連合会長名義通知文（以下「丙申文書」という。）、同日付け特定会議の議事録（以下「丁酉文書」という。）、同日付け特定会議の会議資料（以下「戊戌文書」という。）、同年7月26日から同年8月3日までの取材対応結果連絡票（以下「己亥文書」という。）、同年7月26日から同年9月16日までの防犯用品の購入に係る支出命令等起案文書（以下「庚子文書」という。）及び警備員への連絡方法に係る文書（以下「辛丑文書」という。）を対象文書として特定の上、別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報については個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして、また、 $\beta$ 欄に掲げる情報については個人に関する情報であり特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第5条第1号を理由に、別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報については法人に関する情報であり、公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号を理由に、別表1の $\delta$ 欄に掲げる情報については公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして同条第4号柱書等を理由に、別表1の $\epsilon$ 欄に掲げる情報については公開することにより犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第6号を理由に非公開とし、特定事件に関連する特定施設Xの利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）についてはその存否を答えるだけで、同条第1号に該当する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条及び条例第5条第1号を理由に、その存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否する一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1のα欄に掲げる情報

(ア) 家族会役員等の氏名

家族会役員等の氏名については、役員であればその氏名につき公表慣行があるため、条例第5条第1号ただし書イに該当する。また、戊子文書及び己丑文書は、特定事件を受けて開催された家族会への説明に際し作成されたものであるから、これらの文書に記載された家族会役員等の氏名は、障害者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要な情報であり、同号ただし書エに該当する。少なくとも、会長及び副会長の氏名は同条ただし書イ及びエに該当する。

(イ) 防犯講習会当日写真における出席者の顔部分

防犯講習会当日写真における出席者の顔部分については、警察官又は実施機関の職員のものについては、職務遂行中の内容に係る情報であり、条例第5条第1号ただし書ウに該当する。

特に警察官については、規則により顔写真が入った警察手帳の提示が義務付けられていることから、同号ただし書アに該当し、その性質から同号ただし書エにも該当する。

他自治体では、職員の顔写真は公開されており、実施機関が主張するおそれは現実のものとなっていないため、同号ただし書ウ及びエに該当する。

(ウ) 取材を行った記者の名字

取材を行った記者の名字については、記名記事であれば、記者の氏名が記載された記事が図書館法及び著作権法により公共図書館等で何人も閲覧、複写、コピーの取寄せ等することができることから、条例第5条第1号ただし書アに該当する。また、図書館等が永久的に公表し、公衆が同報道を見聞きすることは、記者も当然に認識していることから、同号ただし書イに該当する。さらに、報道機関の記者は、明らかに公的地位又は立場に関する情報そのものであって、特定事件の重大性にかんがみても、公開することが公益上必要というべきである

から、同号ただし書エにも該当する。

(エ) 見積担当者等の氏名及び印影

見積担当者等の氏名及び印影は、住民監査請求及び住民訴訟において怠る事実の相手方として責任が追及されること、住民訴訟においては相手方の氏名を原告に特定することが課せられていること、住民監査請求では法令上は相手方の氏名まで請求人に特定することが課せられていないにもかかわらず、実務上、その特定が課せられていることから、神奈川県民の生命、身体、健康又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報として、条例第5条第1号ただし書エに該当する。また、地方自治法及び行政事件訴訟法の住民訴訟に係る規定から同号ただし書アに該当し、公表慣行があるため同号ただし書イにも該当する。

イ 別表1のβ欄に掲げる情報については、統計情報であり、個人識別情報とは言えず、他の統計情報は公開されている。また、精神医学の学術雑誌等で病院、学校、刑事収容施設等における別表1のβ欄に掲げる情報に相当する統計情報は公になっており、これを非公開とする理由はない。

(2) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

ア 実施機関の具体的防犯体制に関する情報

実施機関の具体的防犯体制に関する情報に関して、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。

イ 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトに関する情報

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトに関する情報について、一般職員にも明らか

にしていないものであれば、なおのこと公開すべきである。実施機関は所属長のみが了知している情報である旨説明するが、これは非公開理由とは関係がない。また、これらの情報が同プロジェクトの検討者の意図に反して利用され人事事務に支障が生じる旨の実施機関の説明もあまりに不合理で言語道断であり、かかる弁明は民主主義社会の根幹たる情報公開、国民主権、民主主義、公務員奉仕制の全否定である。

ウ 児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報について

公開請求を受けた行政は、公開請求者からの問合せには真摯に応じるべきであり、また、主権者は、行政がどのような方針であるのかを確認して案を修正するよう要望する権利がある。かかる要望に応じたとしても、それは、実施機関が説明する竣工式・内覧会への招待者をいたずらに増やすことには当たらない。招待者の増加をもって非公開理由とすることは、裁量の逸脱・濫用である。

エ 県職員個人用電子メールアドレスに関する情報について

迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

特定事件の重大性や期間の経過にかんがみて、条例第5条第6号には該当しない。

(4) 条例第8条該当性について

ア 特定事件に関連する特定施設Xの利用者の氏名や住所を非公開とすれば、当該利用者の権利利益は侵害されないため、条例第5条第1号に該当しない。

イ 特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第5条第4号に該当するとは言えない。

ウ 特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、条例第5条第4号に規定される支障にはあたらない。また、特定事件の

社会的意義は大きいことから、公開すべきである。

エ 実施機関は、主権者からの問合せを支障とみなしているが、かかる主張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。

オ 主権者として、主権者の目で適切な対応がなされたのかを確認して、神奈川県や国際連合障害者権利委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

(5) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべきである。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(7) 理由付記の不備及び理由の追加について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

また、弁明書において処分理由を追加することは違法である。

(8) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

#### 4 実施機関（中井やまゆり園）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 条例第5条第1号該当性について

###### ア 別表1のα欄に掲げる情報

###### (ア) 警部補以下の階級にある警察官の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名については、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、警部補以下の階級にある者の氏名については、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書きイには該当せず、その性質にかんがみれば、同号ただし書きア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

###### (イ) 家族会役員等の氏名、取材を行った記者の名字並びに見積担当者等の氏名及び印影

家族会役員等の氏名、取材を行った記者の名字並びに見積担当者等の氏名及び印影については、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。また、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書きアからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

###### (ウ) 防犯講習会当日写真における出席者の顔部分

かかる情報は、防犯講習会当日写真に写されている特定警察署の警察官及び実施機関の職員の顔であるが、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、警部補以下の階級にある警察官の顔については、その氏名が公にされていないことにかんがみれば、顔が公にされておらず、公にされることが予定されていないことも明らかであり、同号ただし書きイ

に該当することはなく、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

そして、このことは、実施機関の職員に関しても同様である。

#### イ 別表1のβ欄に掲げる情報

別表1のβ欄に掲げる情報は、特定施設Aにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Bにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であるところ、これらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の氏名が記載されているわけではない統計的な情報であって、個人を識別できる情報には該当しないものの、その内容は、入所に至る具体的理由、家族状況及び疾患・障害の具体的名称に及んでおり、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものであることから、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

#### (2) 条例第5条第2号該当性について

別表1のγ欄に掲げる情報は、特定連合会事務局用携帯電話番号であるところ、同連合会のホームページにおいても公開されておらず、公開が予定されているものでもないため、これを公開すると、迷惑電話等により同連合会の業務に支障を生じさせ、その正当な利益を害するおそれがある。

よって、別表1のγ欄に掲げる情報は、条例第5条第2号本文に該当する。

また、その内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書に当たらないことも明らかである。

#### (3) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

別表1のδ欄に掲げる情報は、次のとおり、条例第5条第4号柱書又は

エに該当する。

ア 癸未文書

癸未文書において本件処分により非公開とした情報（以下「癸未文書非公開情報」という。）は、実施機関において防犯体制の強化策として実際に導入した防犯対策の具体的内容が記載されたものであるところ、実施機関は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設であり、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、知的障害者に対し施設入所支援を行うとともに、生活介護、短期入所及び自立訓練の施設障害福祉サービスを提供する施設であることにかんがみると、これらの情報を公開した場合、当該施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、防犯対策上、相対的に脆弱な点を知らしめるおそれがあり、以って、実施機関を利用する県民の安全の確保に支障が生ずることは明白である。

よって、これらの情報は、公開することにより、実施機関を利用する県民に、安全にその役務を提供するという県の事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報にあたるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 甲申文書、乙酉文書、戊子文書、己丑文書及び癸巳文書

甲申文書、乙酉文書、戊子文書及び己丑文書において本件処分により非公開とした情報のうち実施機関における防犯対策の内容に関するもの並びに癸巳文書において本件処分により非公開とした情報は、実施機関において導入を検討している具体的な防犯対策や実際に導入した防犯対策に係るものであり、癸未文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 丙戌文書

丙戌文書において本件処分により非公開とした情報のうち、実施機関における防犯対策の内容に関するものは、実施機関内における職員会議において、実施機関の防犯体制の強化のために、既存の防犯対策の強化や新たな防犯対策の導入について検討した情報であって、癸未文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

## エ 丁亥文書

丁亥文書において本件処分により非公開とした情報のうち、実施機関における防犯対策の内容に関するものは、前記ウにおいて条例第5条第4号柱書に該当するとした情報とほぼ同一の内容であることから、前記ウと同様に同号柱書に該当する。

## オ 辛卯文書

(ア) 辛卯文書において本件処分により非公開とした情報のうち、実施機関における防犯対策の内容に関するものは、障害者福祉施設宛に行われた防犯体制等の状況調査のためのアンケートへの回答内容として記載された実施機関における具体的な防犯対策及び今後導入を予定している防犯対策であり、癸未文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 辛卯文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県職員個人用電子メールアドレスは、職員個人に割り当てられた一般に公にされていないものであって、公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、庁内ネットワークシステムに深刻な被害をもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、行政機関としての信頼が著しく失墜するおそれがあるものである。また、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するなど、職員の業務及び所属業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれもある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

## カ 癸巳文書

癸巳文書において本件処分により非公開とした情報は、実施機関において防犯マニュアルを策定するまでの間に、不審者等が現れた際における具体的な対応手順を定めたものであり、癸未文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

## キ 丁酉文書

(ア) 議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容

本件処分により非公開とした議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容に係る情報は、福祉施設である特定施設Cにおける防犯体制の構築にかかわる情報であるところ、その内容は当該施設における具体的な防犯体制構築のための基礎となるものであり、癸未文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容（趣旨説明を除く）

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトとは、福祉専門職のキャリア形成の道筋を整理するためのプロジェクトであるところ、本件請求時にあっては、いまだ同プロジェクトの検討を始めるか否かを検討し始めた段階に過ぎない未確定のものであり、非公開としたその内容についても、同プロジェクト案を検討する所属長にのみ了知されているものであって、同プロジェクトの検討事項の対象となる一般職員には知らせていない状態にあった。このため、かかる情報が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、記載された内容について誤解を生じさせるおそれや同プロジェクト検討者の意図に反して利用されたりするおそれがあり、県保健福祉分野における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号エに該当する。

(ウ) 報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容（丁西文書2頁目中、1行目から3行目まで及び7行目から9行目までを除く）

a 関係機関等との具体的調整状況

本件処分により非公開とした関係機関等との具体的調整状況とは、新たに開設される児童自立支援拠点における学校教育に係る費用負担や教員配置等の開設調整事務に係る情報であり、これらの情報が公開された場合、不確定な情報が公になることで関係機関等に過度な期待や不安を抱かせるとともに、関係機関等の意向に反する内容であった場合には、以後の調整に多大な労力を要することとなり、

関係機関等との調整が遅れることにより同拠点の開設に遅れが生じるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

b 竣工式及び内覧会実施案

本件処分により非公開とした竣工式及び内覧会実施案は、調整中の不確定な内容であり、これらの情報を公開することにより、関係各方面から招待者の確認の問合せや、招待者の調整などの要望が出る可能性があるが、会場には物理的な限界があり、招待者をいたずらに増やすことはできないものである。

よって、これらの情報を公開することにより、竣工式等の出席者の調整事務が増大し、ひいては児童自立支援拠点開設事務に支障を来すおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

c 引越し案

本件処分により非公開とした引越し案は、児童自立支援拠点に統合される特定施設A、特定施設F等からの、入所者及び物品の移転スケジュール案並びに関係所属の業務分担案が記載されているところ、これらの情報を公開することにより、入所者及び物品の移転に当たっての防犯対策上脆弱な部分が明らかとなり、入所者の安全の確保及び県有財産の適正な管理に支障が生じることは明らかであるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ク 戊戌文書

(ア) 議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料のうち、頁番号1頁及び3頁から7頁までに記載された安全対策に係る内容

議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料のうち、本件処分により非公開とした頁番号1頁及び3頁から7頁までに記載された安全対策に係る内容は、福祉施設である特定施設Cにおける防犯体制の構築にかかわる情報であるところ、その内容は、当該施設における具体的な防犯体制構築のための基礎となるものであり、癸未文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「特定事件を踏まえた特定施設Cの安全対策について」に記載された安全対策に係る内容

本件処分により非公開とした「特定事件を踏まえた特定施設Cの安全対策について」に記載された安全対策に係る内容は、癸未文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 「特定警察署による防犯指導について」に記載された防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容

本件処分により非公開とした「特定警察署による防犯指導について」に記載された防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容は、特定施設Cが警察からの防犯指導を受けた際の各種防犯用品や警備体制等について行われた指導内容が記載されたもの及びその指導を踏まえ具体的に採用を試みる防犯対策が記載されたものであり、癸未文書非公開情報と同質のものであることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(エ) 「取り組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設D）」に記載された安全対策に係る内容

本件処分により非公開とした「取り組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設D）」に記載された安全対策に係る内容は、福祉施設である特定施設Dにおける当時の防犯体制又は今後とるべき対策について、防犯マニュアル等、警備体制（現状）、来所者の把握方法（現状）、防犯用品・設備の活用、警察や地域等との連携、利用者や利用者家族との連携、その他という7つの観点から整理された情報が記載されているもので、癸未文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(オ) 「特定事件を受けた特定施設Eの防犯対策案」に記載された具体的防犯対策の内容

本件処分により非公開とした「特定事件を受けた特定施設Eの防犯対策案」に記載された具体的防犯対策の内容は、福祉施設Eにおける当時の防犯体制及び今後採るべき対策について、具体的な内容が記載

されているもので、癸未文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

- (カ) 「「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について（案）」に記載された同プロジェクトの内容

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトの内容及び周知状況は、前記キ(イ)のとおりであるところ、本件処分により非公開とした「「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について（案）」に記載された同プロジェクトの内容には、その具体的な進め方やスケジュールも含まれるため、必要な説明を伴わないまま内容が確定する前に公開することにより、同プロジェクトの検討を開始することが相当程度確実であるとの誤解を与え、その内容に期待感を持たせる結果となり、現在の人材育成計画を超えたキャリア形成を営もうとする者が出てくるなど、現行の人事管理にも支障を生ぜしめるおそれがある。

よって、この点において、かかる情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報であるため、条例第5条第4号エに該当する。

また、かかる支障が生じると、同プロジェクトの検討自体にも支障を生ぜしめるおそれがあるため、その他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

- (キ) 「心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案）」に記載された同プロジェクトの内容

心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトとは、同職に関する前記(カ)に掲げる福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の人材育成に関するプロジェクトであり、検討状況や周知の状況も福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の状況にあったものである。

よって、本件処分により非公開とした「心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案）」に記載された同プロジェクトの内容は、前記(カ)と同様に条例第5条第4号エ及び柱書に該当す

る。

- (ク) 「児童自立支援拠点の基本理念（案）」に記載された基本理念案の内容すべて

児童自立支援拠点にあつては、その基本理念案に基づいて基本方針を定めるところ、本件処分により非公開とした基本理念案が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、県所管の児童福祉施設の関係者に対して、基本理念が決定し、当該理念に基づいて基本方針が決定したような誤解を生じさせるおそれがある。そして、県所管の児童福祉施設は県が示す各種方針を参考に事業を展開していることから、未成熟な基本方針に基づき、県内の児童福祉施設から児童の受入要請や支援要請があることにより、児童の発達段階に応じた切れ目のない総合的な支援や、県所管域における総合的な支援のネットワークの構築など、児童自立支援拠点が目指す本来の理念や方針を実現できなくなるおそれがあるため、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

- (ケ) 「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）」の内容すべて

本件処分により非公開とした「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）」の内容には、同拠点の竣工式及び内覧会の案段階の実施計画が記載されているため、かかる情報を公開した場合、前記キ(ウ) bで説明した支障が生じるおそれがあるほか、内覧会の追加実施を求められるおそれもあり、同拠点の円滑な開設に支障が生じるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

- (コ) 「引越し日程について（案）」に記載された内容すべて

本件処分により非公開とした「引越し日程について（案）」に記載された内容には、児童自立支援拠点に統合する特定施設A、特定施設F等からの入所者及び物品の移転スケジュール案並びに当該業務を遂行するに当たっての関係所属の業務分担案が記載されており、前記キ(ウ) cと同質の情報であることから、前記キ(ウ) cと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

ケ 己亥文書

己亥文書において本件処分により非公開とした情報のうち、実施機関における防犯対策の内容に関するものは、取材を行った記者に対し、実施機関がその具体的な防犯対策について回答したものであり、癸未文書非公開情報と同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

コ 庚子文書

庚子文書において本件処分により非公開とした情報のうち、実施機関における防犯対策の内容に関するものは、実施機関において購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報及び修理した防犯設備の内容が分かる情報であるところ、これらを積み重ねたものが、実施機関における具体的な防犯体制に他ならないことにかんがみれば、これらの情報を公開した場合、当該施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、防犯対策上、相対的に脆弱な点を知らしめるおそれがあり、以って、当該施設を利用する県民の安全の確保に支障が生ずることとなることは明白である。

よって、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

サ 辛丑文書

辛丑文書において本件処分により非公開とした情報は、実施機関における非常時の警備員への連絡方法が記載されているところ、かかる情報が公開されると、非常時における連絡を容易に遮断することが可能となり、非常事態が生じた場合、早期の把握や対処が困難になることで、その安全管理に著しい支障が生じ、実施機関に入所している県民が安全に実施機関において過ごすことができるようにするという、県の最も基本的かつ最低限の責務を果たすことが困難となることは明らかである。

よって、条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

甲申文書、乙酉文書、丙戌文書、丁亥文書及び戊子文書において本件処分により非公開とした情報のうち、警察からの情報提供の内容に関するものは、公表されていない犯罪の予防等に関する情報であるところ、特定事件の特異性やその報道状況にかんがみれば、これらの情報を公開すると、

犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものである。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

(5) 条例第8条該当性について

ア 条例第5条第1号該当性について

特定利用者情報は、条例第5条第1号で定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、その存否を答えるだけで同号に該当する情報を公開することになるため、条例第8条に該当し、その存否を明らかにすることはできないものである。

イ 条例第5条第4号柱書該当性について

特定利用者情報については、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。

他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していたことは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の利用方法如何によっては、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあったと言わざるを得ず、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号柱書にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

したがって、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号柱書に基づき、その存否を明らかにすることなく公開請求を拒むべきものであ

る。

(6) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(7) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、別表1に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は、所掌事務として、障害者支援施設として施設障害福祉サービス事業及び指定短期入所事業を所管し、同施設を運営しているが、本件行政文書を管理していたのは、次のとおり、これらの業務の一環として取得等したためである。

すなわち、丙寅文書及び庚辰文書を管理していたのは、実施機関の施設管理業務の一環として、施設の安全管理の徹底について保健福祉局長、同局福祉部障害福祉課長及び国より通知を受けたためであり、甲子文書については県議会議長から本事件に対する声明があり、これを保管していたためである。乙丑文書、己巳文書、戊寅文書及び己卯文書並びに壬午文書、庚寅文書、壬辰文書及び丙申文書については実施機関が特定連合会に加入していることから、同団体から事件の概要、特定事件に対する声明、応援職員の派遣受入れ及びその終了、短期入所者の受入れについて通知を受けたためであり、戊辰文書については実施機関が発達障害者支援センターを併設していることから、発達障害者支援センター全国連絡協議会から特定事件に対する通知を受けたためである。庚午文書については一般県民からの問合せに対応しこれを記録し保存していたためであり、辛未文書、癸酉文書、丙子文書及び辛巳文書については障害福祉課等が行った記者発表についてこれを保存していたためである。丁卯文書及び壬申文書については実施機関が特定事項について総務局長から依頼を受けたため管理してい

たものであり、甲戌文書については障害者福祉サービスの利用者等のこころのケアに関する相談について保健福祉局福祉部障害福祉課長及び同局保健医療部がん・疾病対策課長から通知を受けたためである。乙亥文書については特定事件に伴う職員派遣について同局福祉部障害福祉課長から依頼を受けたため、丁丑文書並びに辛丑文書、丙戌文書、癸未文書、甲申文書、乙酉文書、癸巳文書、甲午文書及び乙未文書については実施機関における施設の安全性を確保するためにその対応を検討するとともに職員に周知するため実施機関が作成したものである。辛卯文書については同部障害福祉課障害サービス担当課長より防犯対策に関するアンケート調査があったため、戊戌文書及び丁酉文書については特定会議に実施機関の所属長が出席したため管理していたものである。己亥文書については取材に対応した結果を記録し保存していたため、丁亥文書、戊子文書及び己丑文書については実施機関の利用者の家族会に対してその防犯対策等に関する説明を行うために実施機関が作成したものである。さらに、庚子文書については特定事件を受けて防犯用品の購入及び防犯対策に伴う費用の支出を行ったため管理していたものである。

実施機関は、これらの対応等を除き、特定事件に係る業務を所管しているものではない。

よって、実施機関は本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するにあたり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か確認を行ったこと、本審査請求に臨み再確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上不存在とした文書もない。

#### (8) その他

##### ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

## イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分 of 適法性を左右するものではない。したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書については、前記4(7)において実施機関が説明するとおり、施設管理等その所掌事務の一環として取得等したものであると認められる。

### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もともと、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、別表1の $\alpha$ 欄及び $\beta$ 欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

#### ア 別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報

(ア) 警部補以下の階級にある警察官の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下の階級にある者の氏名については、神奈川県職員録や新聞の異動記事においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当せず、職務遂行の内容に関する情報にも当たらないことから同号ただし書ウにも該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下の階級にある者の氏名については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(イ) 家族会役員等の氏名

家族会役員等の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

この点につき、審査請求人は、役員であれば公表慣行があるため、同号ただし書イに該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、当該家族会役員等の氏名が公にされているという事実は認められず、また、公表慣行を裏付ける事実も認められないことから、かかる審査請求人の主張は採用することはできない。加えて、審査請求人は、家族会役員等の氏名を公表することが障害者の生命や財産等の保護に必要な情報であるため、同号ただし書エに該当する旨主張するが、それを裏付ける根拠は見当たらず、審査請求人の独自の見解であって採用する余地はない。また、家族会役員等という情報の性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書ア及びウにも該当しないことは明らかである。

よって、家族会役員等の氏名については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 防犯講習会当日写真における出席者の顔部分

防犯講習会当日写真における出席者の顔部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、職務遂行の内容に係る情報にも該当しないことから同号ただし書ウに該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、イ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、防犯講習会当日写真における出席者の顔部分については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、警察官は規則により警察手帳の顔写真が掲載された頁を提示しなければならない以上、当該写真における警察官の顔部分については、同号ただし書アに該当する旨主張している。

しかしながら、同号本文に該当するとされた非公開情報であっても、同号ただし書アに基づき公開を行うのは、法令等の規定に基づき、公開請求の時点において当該情報が既に何人にも知り得る状態となっているためであると解されるどころ、本件についてこれを見ると、警察手帳規則では第5条の規定に基づき警察官であることを示す必要があるときに警察手帳の証票及び記章を呈示すること、また、神奈川県警察職員の職務倫理及び服務に関する規程では第12条第2項第5号の規定に基づき市民との応接に際し職務上支障がある場合のほか、要求があったときに所属、氏名等を明らかにすることが規定されており、警察官が職務遂行上必要と認めた特定の相手方に対し所属、氏名等を明らかにすることが定められているのであって、何人にもこれを明らかにすることを定めているものではないと認められる。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできず、また、その余の主張についても、前記判断を左右するものではない。

(エ) 取材を行った記者の名字

取材を行った記者の名字については、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当す

ると判断する。

また、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、記名記事であれば記者名は図書館等での記事の配架を含め公になるとして同号ただし書ア及びイに該当する旨主張するが、本件において非公開とされた記者の名前は記名記事上のものではなく、県が作成した取材対応結果連絡票のものであるため、審査請求人のかかる主張を採用する余地はなく、その余の主張についても、審査請求人の独自の見解を述べているに過ぎず採用することはできない。

(オ) 見積担当者等の氏名及び印影

見積担当者等の氏名及び印影については、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点に関し審査請求人は、住民訴訟等との関係でかかる情報が同号ただし書ア、イ及びエに該当する旨主張するが、審査請求人の独自の見解を述べているに過ぎず採用することはできない。

イ 別表1のβ欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のβ欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定施設Aにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Bにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であり、これらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の氏名が記載されているわけでは

ない統計的な情報であって、個人を識別できる情報には該当しないと認められる。

この点について、審査請求人は、これらの情報が個人を識別できない統計情報であって、精神医学雑誌等でこれに相当する情報が公にされているとして、これらの情報を非公開とする理由はない旨主張する。しかしながら、当審査会が確認したところ、入所理由や入所経路、保護者の状況等の各項目は相当程度具体化された類型ごとに統計情報として整理され、疾患等の名称に至っては、具体的名称まで記載されており、これらの情報は、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであると認められるため、個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであることから、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

### (3) 条例第5条第2号該当性について

#### ア 条例第5条第2号本文該当性

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

そこで、別表1のγ欄に掲げる情報の同号本文該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、別表1のγ欄に掲げる情報は、特定連合会の事務局用携帯電話番号であるところ、同連合会のホームページ等においても公開されておらず、これを公開すると、迷惑電話等により同連合会の業務に支障を生じさせ、その正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

#### イ 条例第5条第2号ただし書該当性

もっとも、条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

そこで、別表1のγ欄に掲げる情報の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

これを本件について見ると、本件処分により非公開とされた情報は、ある団体の携帯電話番号に過ぎず、これを公開したとしても、人の生命身体等の利益の保護につながると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、同号ただし書には該当しないと判断する。

#### (4) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、同号エは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものを規定している。

また、同号アからオまでの各規定に該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1のδ欄に掲げる非公開情報の同号柱書又はエ該当性について、以下、検討する。

もつとも、別表1のδ欄に掲げる非公開情報はその量が多いため、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか等個別具体的に判断するものとする。

#### ア 実施機関が説明する非公開理由

当審査会が確認したところ、実施機関が別表1のδ欄に掲げる非公開情報を非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、緊急時の連絡方法に関する情報、防犯用品の購入等に関する情報、人材育成プロジェクトに関する情報、児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報、同拠点の基本理念案に関する情報、同拠点の竣工式・内覧会に関する情報、同拠点への引越しに関する情報及び県職員個人用電子メールアドレスに関する情報に大別されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。

#### (ア) 施設の具体的防犯体制に関する情報

実施機関を含めた各施設の防犯体制の具体的強化策等その具体的防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、実施機関等の施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、施設の具体的防犯体制に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

#### (イ) 緊急時の連絡方法に関する情報

緊急時の連絡方法に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、非常事態の早期の把握や対処が困難とな

ることで、実施機関における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、緊急時の連絡方法に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ウ) 防犯用品の購入等に関する情報

実施機関において購入された防犯用品の内容（規格、数量等含む。）及び実施機関において修理された防犯設備に関する情報から成る防犯用品の購入等に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これらを積み重ねたものが、実施機関における具体的な防犯体制にはほかならず、これらの情報を公開した場合、前記(ア)と同様に実施機関における具体的な防犯体制が明らかとなり、防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、防犯用品の購入等に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(エ) 人材育成プロジェクトに関する情報

当審査会が確認したところ、福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトは、実施機関が説明するとおり、各職にある者のキャリア形成の在り方を検討するもので、本件請求時にあっては、いまだ検討を行うか否かの検討を始めた最初期の段階のものであり、これらのプロジェクトの対象となる一般職員には周知していない状況であったことが認められる。そして、人材育成等の人事制度に関する情報は、職員の異動や昇格といった今後携わる職務の内容にも密接に関連した情報であることにかんがみれば、これらの情報に対する職員の関心が高いことは容易に想定されるものである。また、これらのプロジェクトが検討の最初期の段階にあったことを考慮すると、これらのプロジェクトで検討対象となった各職にある者のキャリア形成の在り方についても、検討を経る過程において様々な修正等が行われることも容易に想定される。

したがって、これらの事情にかんがみれば、いまだ検討の最初期の

段階にある人材育成プロジェクトに関する情報を公開すると、今後修正が想定される未確定情報を相当程度の確実性がある情報と職員に認識させ、現行の人事制度ではなく、検討過程にある当該未確定情報に則ったキャリア形成を営もうとする者を生じさせるおそれも否定できず、そこに至らないまでも、現行の人事制度が切り替わることを前提に、現行の人事制度を軽視する者を生じさせ、現行の人事制度の運用に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

よって、人材育成プロジェクトに関する情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号エに該当すると判断する。

なお、実施機関は、これらの情報が同号柱書にも該当する旨説明するが、前記のとおり、これらの情報は同号エに該当すると認められるため、同号柱書該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

(オ) 児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報

児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報については、実施機関が説明するとおり、同拠点における学校教育の費用負担等関係機関との各種調整に関する情報であって、調整の最中にある情報であることにかんがみると、これを公開した場合、公開された情報が調整対象者の意図に合致していなかったときには、以後の調整事務を増大させるであろうことは容易に想定されるものである。そして、このような事態が生じた場合には、同拠点の開設そのものに遅れが生じるおそれも認められる。

よって、同拠点の開設調整事務に関する情報については、公開することにより、当該調整事務及び同拠点開設事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(カ) 児童自立支援拠点の理念案に関する情報

この点について、実施機関は、児童自立支援拠点の理念案を必要な説明なく公開すると、県所管の児童福祉施設関係者に当該基本理念に基づく基本方針が決定したと誤解させ、ひいては、同拠点が目指す本

来の理念や方針が実現できなくなる旨説明する。

しかしながら、かかる説明には飛躍があると言わざるを得ず、かかる情報を公開することで、同拠点の本来の理念や方針が実現できなくなると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、児童自立支援拠点の理念案に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(キ) 児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報

児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、実施機関が説明するとおり、会場に物理的限界がある中であっては、招待者を一定数以下にしなければならないという制約があり、こうした状況下で、調整中の段階にある招待者の情報や竣工式の日程を公開すると、関係者から招待者への追加要望や竣工式等の複数回開催の要望がなされ、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、同拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、公開することにより、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ク) 児童自立支援拠点への引越しに関する情報

児童自立支援拠点への引越しに関する情報については、入所者を有する福祉施設である特定施設A及びFから同拠点への入所者の移転に関する情報が含まれていることにかんがみると、公開することにより、引越し時に生じるこれら施設における防犯上脆弱なタイミングが明らかとなり、入所者の安全の確保に支障を生じるおそれがあると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ケ) 県職員個人用電子メールアドレスに関する情報

県職員個人用電子メールアドレスについては、実施機関が説明するとおり、一般に公にされていないものであって、公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールや不必要な営利目的によるダイレクトメールを送付されるおそれが高まり、ウィルス付きメールが送付された場合にあっては県の庁内ネットワークシステムへの被

害を生ぜしめ、本来業務と無関係なダイレクトメールを送付された場合にあっては、当該メールの削除等に労力を割かざるを得ない事態となり、その業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、県職員個人用電子メールアドレスに関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

#### イ 審査請求人の主張

実施機関の説明する非公開理由の当否は前記ア(ア)から(ケ)までのとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は前記3(2)アからエまでのとおり種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。

よって、審査請求人のこれらの主張は採用することはできない。

#### ウ まとめ

以上を前提に判断すると、別表1のδ欄に掲げる情報のうち、別表2のδ欄に掲げるものについては、条例第5条第4号柱書又はエに該当するためこれらを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たないものであるか、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たりえないものであるため、公開すべきであると判断する。

#### (5) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここで言う「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本号により非公開とすることができるかと解される。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由が

あると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、別表1のε欄に掲げる情報について、同号に該当するとした実施機関の判断に相当の理由があるかどうか、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、別表1のε欄に掲げる情報は実施機関に対し、警察から提供された公表されていない犯罪の予防等に関する情報であるところ、かかる情報の内容及び特定事件の特異性を含めた当時の状況にかんがみれば、かかる情報を公開することにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断することにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第6号に該当すると判断する。

なお、この点に関する審査請求人の主張は、前記判断を覆すに足りるものであるとは認められない。

#### (6) 条例第8条該当性について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

そこで、本件処分において、その存否を明らかにすることができないとされた特定利用者情報の同条該当性について、以下、検討する。

##### ア 条例第8条及び第5条第4号柱書該当性について

当審査会が確認したところ、特定利用者情報は、実施機関が説明するとおり、特定事件当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていない一方で、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったと認められる。

また、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、全国的な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことも認められる。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の用い方によっては、諾否決

定の内容が公開であるか非公開であるかにかかわらず、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあり、現にそのような公開請求が行われていると認められ、かつ、かかる情報が公開された場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。

よって、特定利用者情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号柱書にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められるため、実施機関が、条例第8条により、その存否を明らかにすることなく、公開請求を拒否したことは妥当であると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号に規定される支障には当たらない旨等を主張するが、これは、同号にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。

同号にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものは存しない。

#### イ 条例第8条及び第5条第1号該当性について

実施機関は、特定利用者情報について、条例第8条及び第5条第1号に該当する旨説明するが、前記アのとおり、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号柱書に該当すると認められるため、同条第1号該

当性について判断するまでもなく、公開請求を拒否することが妥当である。

(7) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(8) 処分理由の追加について

審査請求人は、実施機関が弁明書において本件処分の理由を追加したことが違法である旨主張するため、以下、この点について検討する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨であると解される。

また、行政不服審査法第29条に規定された弁明書の記載事項に関する定

めを見ると、審査請求に係る処分の内容、理由等の詳細を明らかにすることで、審査請求人が有効かつ適切な主張を行えるようにし、もって、審査請求における審理の充実を図ることが同条の趣旨であると解される。そうすると、審査請求手続における処分理由の追加的主張を認めた場合、理由の通知に期待されるこれらの機能が後退するのではないかとの懸念が生じることは否定できないところである。

他方、実施機関においても、原処分時に主張を尽くせないことや審査請求手続における審査請求人の主張に対応するため、追加的主張の必要が生じることは容易に想像できるところであり、審査請求手続自体が審査請求人と実施機関双方の主張を尽くさせ、これを前提に審査会が判断をする仕組みなのであるから、本来的に実施機関の追加的主張を容認しなければ双方の公平な攻撃防御が尽くされたとは言えないと解される。

また、同法第1条は「簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」と定めている。ここでは、審査請求制度も行政部内での解決に止まることが示唆されており、このことを踏まえると、実施機関が原処分時に通知した理由とは別の処分理由を有しているときには、むしろその追加的主張を認めた上で、紛争の一次的解決を図ることにも意義が認められるというべきである。理由の通知、記載に係る上記の規定も、処分理由の追加的主張を排斥する趣旨まで含意するものではない。

もっとも、実施機関による処分理由の追加を許容することにより、理由付記制度の趣旨を没却することは適當ではないことから、審査請求手続における実施機関による処分理由の追加については、実施機関が審査請求手続において処分理由の追加が可能であることを奇貨として、あえて原処分時に不適切な処分理由を示し、審査請求手続の終盤において適切な処分理由を追加し審査請求人に不意打ちを与える等、理由付記の制度趣旨を没却するような特段の事情がある場合にはこれを認めるべきではないが、そのような事情がない場合には、追加を認めるのが相当であると解される。

これを本件について見ると、審査請求人が主張するように、実施機関は

本件処分時には示していなかった処分理由を、弁明書において追加していることが認められるが、そこに理由付記制度の趣旨を没却するような意図は見受けられず、特段の事情があるとは認められないことから、適法な処分理由の追加的主張であり、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

(9) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、当審査会が確認したところ、己巳文書の添付文書については、本件請求の内容に照らし、本件請求の対象文書として特定されるべきものであると認められる。

よって、己巳文書の添付文書については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(10) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否

等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

## 6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

理由付記制度の趣旨は、前記5(8)で示したとおり、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保すること及び非公開の理由を請求者に知らせることにより請求者の審査請求に便宜を与えることにある。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分の理由付記は、非公開情報の内容毎に適用条項を摘示するとともに、その内容に応じ、当該条項を適用するに至った具体的理由が必要最小限度は示されていると認められ理由付記に不備があるとまでは言えないが、条例第5条第4号柱書又はエにいう「支障」について、より具体的に記載されることが望まれる。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α	甲申文書	同左	警部補以下の階級にある警察官の氏名	第5条第1号 (個人識別情報)
	戊子文書	同左	家族会役員等の氏名	第5条第1号 (個人識別情報)
	己丑文書	同左	家族会会長の氏名	第5条第1号 (個人識別情報)
	甲午文書	同左	警部補以下の階級にある警察官の名字、防犯講習会当日写真における出席者の顔部分	第5条第1号 (個人識別情報)
	戊戌文書	特定警察署による防犯指導について	警部補以下の階級にある警察官の名字	第5条第1号 (個人識別情報)
	己亥文書	同左	取材を行った記者の名字	第5条第1号 (個人識別情報)
	庚子文書	平成28年9月1日付け支出命令起案文書 平成28年8月4日付け執行伺い起案文書 平成28年9月15日付け支出命令起案文書 平成29年9月9日付け執行伺い起案文書	見積担当者の印影 請求担当者及び納品担当者の氏名 見積担当者の氏名	第5条第1号 (個人識別情報)
β	戊戌文書	特定施設 A 入所児童の状況 (平成28年9月1日現在)	入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称	第5条第1号 (個人非識別情報)
		平成28年9月1日現在在籍児童の状況 (特定施設 B)	入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況(内科・外科等を除く)に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容	

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ	壬午文書	同左	特定連合会事務局用携帯電話番号	第5条第2号
	庚寅文書	同左	特定連合会事務局用携帯電話番号	第5条第2号
	壬辰文書	同左	特定連合会事務局用携帯電話番号	第5条第2号
	丙申文書	同左	特定連合会事務局用携帯電話番号	第5条第2号
δ	癸未文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書中、5行目から22行目まで	第5条第4号 柱書
	甲申文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書2頁目中、2行目から4行目まで	第5条第4号 柱書
	乙酉文書	同左	実施機関における警戒に関する職員への指示内容 ○ 左記文書中、10行目から16行目まで	第5条第4号 柱書
	丙戌文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書1頁目中、5行目から8行目まで ○ 左記文書1頁目の中ほどの表中、第1欄第1項、第2欄第1項、第3欄第1項を除いた部分 ○ 左記文書2頁目表中、第2欄第2項のうち4行目から7行目まで、第2欄第4項、第2欄第5項のうち1行目から2行目まで、11行目から14行目まで、第2欄第6項のうち6行目から8行目まで	第5条第4号 柱書

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分		文書種別	非公開情報	条例適用条項
δ	丁亥文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書 1 頁目中、5 行目から 8 行目まで ○ 左記文書 1 頁目の中ほどの表中、第 1 欄第 1 項、第 2 欄第 1 項、第 3 欄第 1 項を除いた部分 ○ 左記文書 3 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち 4 行目から 7 行目まで、第 2 欄第 4 項、第 2 欄第 5 項のうち 1 行目から 2 行目まで、11 行目から 14 行目まで、第 2 欄第 6 項のうち 6 行目から 8 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ	戊子文書	同左	<p>実施機関における防犯対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、29 行目から 33 行目まで</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、7 行目 12 文字目から 8 行目まで、11 行目 5 文字目から 12 行目まで、13 行目 5 文字目から 14 行目まで、17 行目から 18 行目まで、26 行目から 33 行目まで</li> <li>○ 左記文書 3 頁目中、1 行目から 6 行目まで、13 行目 3 文字目から 15 行目まで、16 行目 2 文字目から 25 文字目まで、17 行目 2 文字目から 21 行目まで、22 行目 3 文字目から 23 行目まで、24 行目 2 文字目から 25 文字目まで</li> <li>○ 左記文書 4 頁目中、11 行目 3 文字目から 36 文字目まで、12 行目 3 文字目から 15 行目まで、16 行目 3 文字目から 20 文字目まで、17 行目 3 文字目から 23 文字目まで、18 行目 3 文字目から 19 行目まで、20 行目 2 文字目から 21 行目まで、22 行目 3 文字目から 20 文字目まで、23 行目 2 文字目から 31 文字目まで、24 行目 3 文字目から 16 文字目まで、25 行目 2 文字目から 18 文字目まで、26 行目 3 文字目から 28 行目まで</li> </ul>	第 5 条第 4 号 柱書

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ	戊子文書 < 続き >	同左	実施機関における防犯対策の内容< 続き > ○ 左記文書 5 頁目中、8 行目 23 文字目から 36 文字目まで ○ 左記文書 6 頁目中、5 行目 5 文字目から 24 文字目まで、6 行目 3 文字目から 12 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
	己丑文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書 2 頁目中、18 行目から 21 行目まで ○ 左記文書 5 頁目中、16 行目から 19 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
	辛卯文書	同左	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
			アンケート回答内容のうち防犯対策に係る部分	
	癸巳文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書 1 頁目中、12 行目 2 文字目から 21 行目まで ○ 左記文書 2 頁目の表	第 5 条第 4 号 柱書
	乙未文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書中、4 行目から 14 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
丁酉文書	特定会議の議事録	議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容 ○ 左記議事録 1 頁目中、11 行目から 25 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書	
		議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容（趣旨説明を除く） ○ 左記議事録 1 頁目中、29 行目から 42 行目まで	第 5 条第 4 号 エ	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
δ	丁西文書 < 続き >	<p>特定会議の議事録 &lt; 続き &gt;</p> <p>報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容（左記議事録 2 頁中、1 行目から 3 行目まで及び 7 行目から 9 行目までを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関等との具体的調整状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記議事録 2 頁目中、4 行目から 6 行目まで、10 行目から 45 行目まで</li> <li>・ 左記議事録 3 頁目中、1 行目から 24 行目まで、35 行目から 40 行目まで</li> </ul> </li> <li>○ 竣工式及び内覧会実施案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記議事録 3 頁目中、25 行目から 30 行目まで</li> </ul> </li> <li>○ 引越し案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記議事録 3 頁目中、31 行目から 34 行目まで</li> </ul> </li> </ul>	第 5 条第 4 号 柱書
	戊戌文書	<p>議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料中、頁番号 1 頁及び 3 頁から 7 頁まで</p> <p>特定事件を踏まえた特定施設 C の安全対策について</p>	<p>安全対策に係る内容</p> <p>安全対策に係る内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書中、7 行目から 17 行目まで、19 行目から 28 行目まで、30 行目から 32 行目まで</li> </ul>

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ 戊戌文書 〈続き〉	特定警察署による防犯指導について	防犯指導の内容 ○ 左記文書 1 頁目中、8 行目から 34 行目まで、36 行目から 39 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、2 行目から 7 行目まで、9 行目から 13 行目まで、15 行目から 28 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書	
		指導を踏まえた今後の対策の内容 ○ 左記文書 2 頁目中、30 行目から 39 行目まで		
	取組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設 D）	安全対策に係る内容 ○ 左記文書 1 頁目中、4 行目から 8 行目まで、10 行目から 20 行目まで、22 行目から 27 行目まで、29 行目から 32 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、2 行目、4 行目から 5 行目まで、7 行目から 8 行目まで		
	特定事件を受けた特定施設 E の防犯対策（案）	具体的防犯対策の内容 ○ 左記文書中、表のすべて		
	「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について（案）	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報		第 5 条第 4 号 エ及び柱書
	心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案）	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報		

別表1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
戊戌文書 〈続き〉	児童自立支援 拠点の基本理 念（案）	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書中、3行目か ら6行目まで	第5条第4号 柱書
	児童自立支援 拠点竣工式・ 内覧会の実施 について （案）	実施案の内容すべて ○ 左記文書中、3行目か ら32行目まで	
	引越し日程に ついて（案）	引越し案の内容すべて ○ 左記文書1頁目中、3 行目、表のすべて ○ 左記文書2頁目表中、 第1欄第2項から第4項 まで、第2欄第2項から 第4項まで、第3欄第1 項から第4項まで ○ 左記文書2頁目中、1 行目から17行目まで	
δ 己亥文書	平成28年7月 29日付け取材 対応結果連絡 票	取材の過程で回答した実施機 関における防犯対策の内容 ○ 第1欄第7項から第2 欄第7項を一つとする項 目のうち、4行目2文字 目から16文字目まで、6 行目2文字目から7行目 23文字目まで	第5条第4号 柱書
庚子文書	平成28年7月 26日付け支出 命令起案文書	購入した防犯用品の内容（規 格、数量等含む。）が分かる 情報 ○ 起案用紙中、件名の1 文字目から4文字目まで ○ 支出命令票中の件名 ○ 仕訳明細書（支出） 中、件名の1文字目から 5文字目まで ○ 請求書中、品番、品 名、数量、単価 ○ 納品書中、品番、品 名、数量、単価	第5条第4号 柱書

別表1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
δ 庚子文書 < 続き >	平成28年7月26日付け執行伺い起案文書	<p>購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起案用紙中、件名の1文字目から5文字目まで</li> <li>○ 執行伺票中、件名の1文字目から5文字目まで</li> <li>○ 見積書中、品番、品名、数量、単価</li> <li>○ 見積提出依頼書中、品名、単位、メーカー名、規格、単価、数量</li> </ul>	第5条第4号 柱書
	平成28年8月24日付け支出命令起案文書	<p>購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 請求書中、品名・仕様、数量、単価</li> <li>○ 納品書中、品名・仕様、数量、単価</li> <li>○ 発注書中、品名、メーカー名、単価、数量</li> <li>○ 納入遅延願い届書中、件名、受注品目</li> </ul>	
	平成28年9月1日付け支出命令起案文書	<p>修理した防犯設備の内容が分かる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起案用紙中、件名の1文字目から10文字目まで</li> <li>○ 支出命令票中の件名</li> <li>○ 仕訳明細書（支出）中の件名</li> <li>○ 請求書中、工事件名、名称、規格、数量</li> </ul>	
	平成28年8月4日付け執行伺い起案文書	<p>修理した防犯設備の内容が分かる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起案用紙中、件名の1文字目から10文字目まで</li> <li>○ 執行伺票中の件名</li> <li>○ 見積書中の工事件名</li> <li>○ 内訳明細書中、名称、規格、数量、単価、金額</li> </ul>	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
δ 庚子文書 < 続き >	平成 28 年 9 月 15 日付け支出 命令起案文書	購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報 ○ 請求書中、下段の表のうち、第 1 欄第 12 項から第 3 欄第 12 項まで ○ 納品書中、下段の表のうち、第 1 欄第 12 項から第 3 欄第 12 項まで	第 5 条第 4 号 柱書
	平成 28 年 9 月 9 日付け執行 伺い起案文書	購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報 ○ 見積書中、下段の表のうち、第 1 欄第 12 項から第 3 欄第 12 項まで ○ 見積書提出依頼書 2 頁目表中、品名、メーカー名、規格、単価、数量	
	平成 28 年 9 月 16 日付け支出 命令起案文書	購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報 ○ 請求書表中、第 2 欄第 4 項から第 7 項まで、第 4 欄第 4 項から第 7 欄第 7 項まで ○ 納品書表中、第 2 欄第 4 項から第 7 項まで、第 4 欄第 4 項から第 7 欄第 7 項まで	
	平成 28 年 9 月 2 日付け執行 伺い起案文書	購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報 ○ 見積書表中、第 2 欄第 4 項から第 7 項まで、第 4 欄第 4 項から第 7 欄第 7 項まで ○ 見積書提出依頼書表中、第 2 欄第 5 項から第 8 項まで、第 4 欄第 5 項から第 7 欄第 8 項まで	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ	庚子文書 < 続き >	平成 28 年 8 月 2 日付け執行 伺い起案文書	<p>購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 見積書（1 枚目）中、品名・仕様、数量、単価</li> <li>○ 見積書（2 枚目）中、品名、メーカー名、規格、単価、数量</li> <li>○ 見積書提出依頼書表中、品名、メーカー名、規格、単価、数量</li> <li>○ 見積提出依頼書の次葉のカタログの写しのすべて</li> </ul>	第 5 条第 4 号 柱書
	辛丑文書	同左	<p>警備員への連絡方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、2 行目から 6 行目まで、下半分のすべて</li> <li>○ 左記文書 2 頁目のすべて</li> </ul>	第 5 条第 4 号 柱書

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
ε	甲申文書	同左	警察からの情報提供の内容 ○ 左記文書 1 頁目中、8 行目 2 文字目から 12 行目まで、13 行目 2 文字目から 14 行目まで、18 行目 2 文字目から 23 行目まで、24 行目 2 文字目から 25 行目まで、26 行目 2 文字目から 28 行目まで	第 5 条第 6 号
	乙酉文書	同左	警察からの情報提供の内容 ○ 5 行目から 9 行目まで	第 5 条第 6 号
	丙戌文書	同左	警察からの情報提供の内容 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 5 項のうち 5 行目から 10 行目まで	第 5 条第 6 号
	丁亥文書	同左	警察からの情報提供の内容 ○ 左記文書 3 頁目表中、第 2 欄第 5 項のうち 5 行目から 10 行目まで	第 5 条第 6 号
	戊子文書	同左	警察からの情報提供の内容 ○ 左記文書 2 頁目中、15 行目 20 文字目から 16 行目まで	第 5 条第 6 号

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧						
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)		
α	甲申 文書	同左	警部補以下の階級にあ る警察官の氏名	個人に関する情 報であって、特 定の個人を識別 できる情報であ るため。 <第5条第1号>	5 (2)ア	
	戊子 文書	同左	家族会役員等の氏名			
	己丑 文書	同左	家族会会長の氏名			
	甲午 文書	同左	警部補以下の階級にあ る警察官の名字、防犯 講習会当日写真におけ る出席者の顔部分			
	戊戌 文書	特定警察署に よる防犯指導 について	警部補以下の階級にあ る警察官の名字			
	己亥 文書	同左	取材を行った記者の名 字			
	庚子 文書	平成28年9月 1日付け支出 命令起案文書	見積担当者の印影			
		平成28年8月 4日付け執行 伺い起案文書				
		平成28年9月 15日付け支出 命令起案文書	請求担当者及び納品担 当者の氏名			
		平成29年9月 9日付け執行 伺い起案文書	見積担当者の氏名			

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
β	戊戌文書	特定施設 A 入所児童の状況 (平成 28 年 9 月 1 日現在)	入所理由、保護者状況 内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称	個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであると認められるため、個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 <第 5 条第 1 号>	5 (2) イ
	戊戌文書	平成 28 年 9 月 1 日現在在籍児童の状況 (特定施設 B)	入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況(内科・外科等を除く)に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容		
γ	壬午文書	同左	特定連合会事務局用携帯電話番号	迷惑電話等により同連合会の業務に支障を生じさせ、その正当な利益を害するおそれがあると認められるため。 <第 5 条第 2 号>	5 (3)
	庚寅文書	同左	特定連合会事務局用携帯電話番号		
	壬辰文書	同左	特定連合会事務局用携帯電話番号		
	丙申文書	同左	特定連合会事務局用携帯電話番号		
δ	癸未文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書中、5 行目から 22 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第 5 条第 4 号柱書>	5 (4) ア(ア)
	甲申文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書 2 頁目中、2 行目から 4 行目まで		

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	乙酉 文書	同左	<p>実施機関における警戒に関する職員への指示内容</p> <p>○ 左記文書中、10行目から16行目まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>&lt;第5条第4号柱書&gt;</p>	5(4) ア(ア)
	丙戌 文書	同左	<p>実施機関における防犯対策の内容</p> <p>○ 左記文書1頁目中、5行目から8行目まで</p> <p>○ 左記文書1頁目の中ほどの表中、第1欄第1項、第2欄第1項、第3欄第1項を除いた部分</p> <p>○ 左記文書2頁目表中、第2欄第2項のうち4行目から7行目まで、第2欄第4項、第2欄第5項のうち1行目から2行目まで、11行目から14行目まで、第2欄第6項のうち6行目から8行目まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>&lt;第5条第4号柱書&gt;</p>	5(4) ア(ア)

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	丁亥文書	同左	<p>実施機関における防犯対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、5 行目から 8 行目まで</li> <li>○ 左記文書 1 頁目の中ほどの表中、第 1 欄第 1 項、第 2 欄第 1 項、第 3 欄第 1 項を除いた部分</li> <li>○ 左記文書 3 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち 4 行目から 7 行目まで、第 2 欄第 4 項、第 2 欄第 5 項のうち 1 行目から 2 行目まで、11 行目から 14 行目まで、第 2 欄第 6 項のうち 6 行目から 8 行目まで</li> </ul>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 &lt;第 5 条第 4 号柱書&gt;</p>	5 (4) ア (ア)
	戊子文書	同左	<p>実施機関における防犯対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、29 行目から 33 行目まで</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、7 行目 12 文字目から 8 行目まで、11 行目 5 文字目から 12 行目まで、13 行目 5 文字目から 14 行目まで、17 行目から 18 行目まで、26 行目から 33 行目まで</li> </ul>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 &lt;第 5 条第 4 号柱書&gt;</p>	5 (4) ア (ア)

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	戊子 文書 < 続き >	同左	<p>実施機関における防犯対策の内容&lt;続き&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 3 頁目中、1 行目から 6 行目まで、13 行目 3 文字目から 15 行目 2 文字目まで、16 行目 2 文字目から 25 文字目まで、17 行目 2 文字目から 21 行目まで、22 行目 3 文字目から 23 行目まで、24 行目 2 文字目から 25 文字目まで</li> <li>○ 左記文書 4 頁目中、11 行目 3 文字目から 36 文字目まで、12 行目 3 文字目から 15 行目まで、16 行目 3 文字目から 20 文字目まで、17 行目 3 文字目から 23 文字目まで、18 行目 3 文字目から 19 行目まで、20 行目 2 文字目から 21 行目まで、22 行目 3 文字目から 20 文字目まで、23 行目 2 文字目から 31 文字目まで、24 行目 3 文字目から 16 文字目まで、25 行目 2 文字目から 18 文字目まで、26 行目 3 文字目から 28 行目まで</li> </ul>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 &lt; 第 5 条第 4 号柱書 &gt;</p>	5 (4) ア (7)

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
δ	戊子文書 < 続き >	同左	実施機関における防犯対策の内容< 続き > ○ 左記文書 5 頁目中、8 行目 23 文字目から 36 文字目まで ○ 左記文書 6 頁目中、5 行目 5 文字目から 24 文字目まで、6 行目 3 文字目から 12 文字目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア (ア)
	己丑文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書 2 頁目中、18 行目から 21 行目まで ○ 左記文書 5 頁目中、16 行目から 19 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア (ア)
	辛卯文書	同左	県職員個人用電子メールアドレス	一般に公にされていない県職員個人用電子メールアドレスに関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア (ケ)
			アンケート回答内容のうち防犯対策に係る部分	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア (ア)
癸巳文書	同左	実施機関における防犯対策の内容中、次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目の表	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア (ア)	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕	
δ	乙未 文書	同左	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書中、4 行目から 14 行目まで	緊急時の連絡方法に関する情報であるため。 <第 5 条第 4 号柱書>	5 (4) ア (イ)
	丁酉 文書	特定会議の議事録	議題「(1)児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容中、次に掲げるもの ○ 左記議事録 1 頁目中、11 行目から 18 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第 5 条第 4 号柱書>	5 (4) ア (ア)
			議題「(2)福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容 ○ 左記議事録 1 頁目中、29 行目から 42 行目まで	検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報であるため。 <第 5 条第 4 号エ>	5 (4) ア (エ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	丁酉 文書 < 続き >	特定会議の議事録 < 続き >	報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容中、次に掲げるもの	児童自立支援拠点に関する未確定情報であり、今後、所定の手続きをもって正式決定される内容であるにもかかわらず、あたかも正式決定したかのように記載され、かかる情報が公開された場合、正式手続における決定に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	—
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記議事録 2 頁目中、4 行目から 6 行目まで</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関等との具体的調整状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記議事録 2 頁目中、11 行目から 28 行目まで、32 行目から 40 行目まで、42 行目から 45 行目まで</li> <li>・ 左記議事録 3 頁目中、1 行目から 8 行目まで、9 行目 6 文字目から 24 行目まで</li> </ul> </li> </ul>	児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア (オ)

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	丁酉 文書 < 続き >	特定会議の議事録 < 続き >	報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容中、次に掲げるもの< 続き > ○ 竣工式及び内覧会実施案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記議事録 3 頁目中、26 行目から 30 行目まで</li> </ul>	児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報であり、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア(キ)
			○ 引越し案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記議事録 3 頁目中、32 行目から 34 行目まで</li> </ul>	児童自立支援拠点への引越しに関する情報であり、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア(ク)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
δ	戊戌 文書	<p>安全対策に係る内容 中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記資料頁番号 1 頁中、7 行目か ら 19 行目まで、22 行目から 29 行目ま で、表のすべて</li> <li>○ 左記資料頁番号 3 頁中、2 行目以 降のすべて (頁番 号除く。)</li> <li>○ 左記資料頁番号 4 頁のすべて (頁 番号除く。)</li> <li>○ 左記資料頁番号 5 頁のすべて (頁 番号除く。)</li> <li>○ 左記資料頁番号 6 頁のすべて (頁 番号除く。)</li> <li>○ 左記資料頁番号 7 頁のすべて (頁 番号除く。)</li> </ul>	<p>具体的防犯体制 等に関する情報 であるため。 &lt;第 5 条第 4 号柱書&gt;</p>	<p>5 (4) ア (ア)</p>
		<p>議題「(1) 児 童・障害福祉 施設の安全対 策について」 に係る資料 中、頁番号 1 頁及び 3 頁か ら 7 頁まで</p>		
		<p>安全対策に係る内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書中、7 行目から 17 行目ま で、19 行目から 28 行目まで、30 行目 から 32 行目まで</li> </ul>	<p>具体的防犯体制 に関する情報で あるため。 &lt;第 5 条第 4 号柱書&gt;</p>	<p>5 (4) ア (ア)</p>

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	戊戌 文書 < 続き >	特定警察署による防犯指導について	<p>防犯指導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、8 行目から 34 行目まで、36 行目から 39 行目まで</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、2 行目から 7 行目まで、9 行目から 13 行目まで、15 行目から 28 行目まで</li> </ul>	<p>具体的防犯体制につながる情報であって、具体的防犯体制に関する情報と同視することができる情報であるため。</p> <p>&lt; 第 5 条第 4 号柱書 &gt;</p>	5 (4) ア (ア)
			<p>指導を踏まえた今後の対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 2 頁目中、30 行目から 39 行目まで</li> </ul>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>&lt; 第 5 条第 4 号柱書 &gt;</p>	5 (3) ア (ア)
		取組んでいる又は検討している安全対策について (特定施設 D)	<p>安全対策に係る内容中、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目中、10 行目から 20 行目まで、29 行目から 32 行目まで</li> <li>○ 左記文書 2 頁目中、7 行目から 8 行目まで</li> </ul>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>&lt; 第 5 条第 4 号柱書 &gt;</p>	5 (4) ア (ア)
		特定事件を受けた特定施設 E の防犯対策 (案)	<p>具体的防犯対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書中、表のすべて</li> </ul>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>&lt; 第 5 条第 4 号柱書 &gt;</p>	5 (4) ア (ア)

別表2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
δ 戊戌文書 < 続き >	「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について(案)	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報	検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報であるため。 <第5条第4号エ>	5(4) ア(エ)
	心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて(案)	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイトル以外の全情報		
	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について(案)	実施案中、次に掲げるもの ○ 左記文書中、5行目22文字目から6行目まで、8行目、12行目から19行目まで、23行目6文字目から17文字目まで、30行目から32行目まで	児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報であり、公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(4) ア(キ)
	引越し日程について(案)	引越し案中、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目中、3行目、表のすべて ○ 左記文書2頁目表中、第1欄第2項から第4項まで、第2欄第2項から第4項まで、第3欄第1項から第4項まで	児童自立支援拠点への引越しに関する情報であり、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(4) ア(ク)

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	己亥 文書	平成 28 年 7 月 29 日付け取材 対応結果連絡 票	取材の過程で回答した 実施機関における防犯 対策の内容 ○ 第 1 欄第 7 項か ら第 2 欄第 7 項を 一つとする項目の うち、4 行目 2 文 字目から 16 文字目 まで、6 行目 2 文 字目から 7 行目 23 文字目まで	具体的防犯体制 に関する情報で あるため。 <第 5 条第 4 号柱書>	5 (4) ア (ア)
	庚子 文書	平成 28 年 7 月 26 日付け支出 命令起案文書	購入した防犯用品の内 容 (規格、数量等含 む。) が分かる情報の うち、次に掲げるもの ○ 起案用紙中、件 名の 1 文字目から 4 文字目まで ○ 支出命令票中、 件名の 1 文字目か ら 5 文字目まで ○ 仕訳明細書 (支 出) 中、件名の 1 文字目から 5 文字 目まで ○ 請求書中、品 番、品名、数量、 単価 ○ 納品書中、品 番、品名、数量、 単価	防犯用品の購入 代等に関する情 報であるため。 <第 5 条第 4 号柱書>	5 (4) ア (ウ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	庚子 文書 < 続き >	平成 28 年 7 月 26 日付け執行 伺い起案文書	<p>購入した防犯用品の内容 (規格、数量等含 む。)が分かる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起案用紙中、件 名の 1 文字目から 5 文字目まで</li> <li>○ 執行伺票中、件 名の 1 文字目から 5 文字目まで</li> <li>○ 見積書中、品 番、品名、数量、 単価</li> <li>○ 見積提出依頼書 中、品名、単位、 メーカー名、規 格、単価、数量</li> </ul>	防犯用品の購入 代等に関する情 報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア (ウ)
		平成 28 年 8 月 24 日付け支出 命令起案文書	<p>購入した防犯用品の内容 (規格、数量等含 む。)が分かる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 請求書中、品 名・仕様、数量、 単価</li> <li>○ 納品書中、品 名・仕様、数量、 単価</li> <li>○ 発注書中、品 名、メーカー名、 単価、数量</li> <li>○ 納入遅延願い届 書中、件名、受注 品目</li> </ul>		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	庚子 文書 < 続き >	平成 28 年 9 月 1 日付け支出 命令起案文書	修理した防犯設備の内 容が分かる情報のう ち、次に掲げるもの ○ 起案用紙中、件 名の 1 文字目から 7 文字目まで ○ 支出命令票中、 件名の 1 文字目か ら 7 文字目まで ○ 仕訳明細書（支 出）中、件名の 1 文字目から 7 文字 目まで ○ 請求書中、工事 件名、名称、規 格、数量	防犯用品の購入 代等に関する情 報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア(ウ)
		平成 28 年 8 月 4 日付け執行 伺い起案文書	修理した防犯設備の内 容が分かる情報のう ち、次に掲げるもの ○ 起案用紙中、件 名の 1 文字目から 7 文字目まで ○ 執行伺票中、件 名の 1 文字目から 7 文字目まで ○ 見積書中の工事 件名 ○ 内訳明細書中、 名称、規格、数 量、単価、金額		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	庚子 文書 < 続き >	平成 28 年 9 月 15 日付け支出 命令起案文書	購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報 ○ 請求書中、下段の表のうち、第 1 欄第 12 項から第 3 欄第 12 項まで ○ 納品書中、下段の表のうち、第 1 欄第 12 項から第 3 欄第 12 項まで	防犯用品の購入代等に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (4) ア(ウ)
		平成 28 年 9 月 9 日付け執行 伺い起案文書	購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報 ○ 見積書中、下段の表のうち、第 1 欄第 12 項から第 3 欄第 12 項まで ○ 見積書提出依頼書 2 頁目表中、品名、メーカー名、規格、単価、数量		
		平成 28 年 9 月 16 日付け支出 命令起案文書	購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報 ○ 請求書表中、第 2 欄第 4 項から第 7 項まで、第 4 欄第 4 項から第 7 欄第 7 項まで ○ 納品書表中、第 2 欄第 4 項から第 7 項まで、第 4 欄第 4 項から第 7 欄第 7 項まで		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
δ	庚子 文書 < 続き >	平成 28 年 9 月 2 日付け執行 伺い起案文書	<p>購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 見積書表中、第 2 欄第 4 項から第 7 項まで、第 4 欄第 4 項から第 7 欄第 7 項まで</li> <li>○ 見積書提出依頼書表中、第 2 欄第 5 項から第 8 項まで、第 4 欄第 5 項から第 7 欄第 8 項まで</li> </ul>	<p>防犯用品の購入代等に関する情報であるため。 &lt; 第 5 条第 4 号柱書 &gt;</p>	5 (4) ア (ウ)
		平成 28 年 8 月 2 日付け執行 伺い起案文書	<p>購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 見積書（1 枚目）中、品名・仕様、数量、単価</li> <li>○ 見積書（2 枚目）中、品名、メーカー名、規格、単価、数量</li> <li>○ 見積書提出依頼書表中、品名、メーカー名、規格、単価、数量</li> <li>○ 見積提出依頼書の次葉のカタログの写しのすべて</li> </ul>		

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分		文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
δ	辛丑 文書	同左	<p>警備員への連絡方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目 中、1 行目 1 文字 目から 5 文字目ま で、2 行目から 6 行目まで、下半分 のすべて</li> <li>○ 左記文書 2 頁目 のすべて</li> </ul>	<p>緊急時の連絡方 法に関する情報 であるため。 &lt;第 5 条第 4 号柱書&gt;</p>	<p>5 (4) ア (イ)</p>

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
ε	甲申 文書	同左	警察からの情報提供の内容 ○ 左記文書 1 頁目中、8 行目 2 文字目から 12 行目まで、13 行目 2 文字目から 14 行目まで、18 行目 2 文字目から 23 行目まで、24 行目 2 文字目から 25 行目まで、26 行目 2 文字目から 28 行目まで	公開することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報であると認められるため。 < 第 5 条第 6 号 >	5 (5)
	乙酉 文書	同左	警察からの情報提供の内容 ○ 5 行目から 9 行目まで		
	丙戌 文書	同左	警察からの情報提供の内容 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 5 項のうち 5 行目から 10 行目まで		
	丁亥 文書	同左	警察からの情報提供の内容 ○ 左記文書 3 頁目表中、第 2 欄第 5 項のうち 5 行目から 10 行目まで		
	戊子 文書	同左	警察からの情報提供の内容 ○ 左記文書 2 頁目中、15 行目 20 文字目から 16 行目まで		

別表 3

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)
δ	癸巳 文書	同左  実施機関における防犯対策の内容中、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目中、12 行目 2 文字目から 21 行目まで	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。
	丁酉 文書	特定会議 の議事録  議題「(1)児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容中、次に掲げるもの ○ 左記議事録 1 頁目中、19 行目から 25 行目まで	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)	
δ	丁酉 文書 < 続き >	特定会議 の議事録 < 続き >	報告事項「(1)児童自立 支援拠点開設に係る準 備進捗報告等」の議事 内容中、次に掲げるもの ○ 関係機関等との 具体的調整状況 ・ 左記議事録 2 頁目中、10 行 目、29 行目から 31 行目まで、41 行目 ・ 左記議事録 3 頁目中、9 行目 1 文字目から 5 文字目まで、35 行目から 40 行目 まで	報告事項の項目 名、本件請求時 に既に公になっ ている情報等に 過ぎず、公開す ることにより、 児童自立支援拠 点の開設調整事 務に支障を及ぼ すおそれのある 情報とは認めら れないため。	児童自立支 援拠点の開 設調整事務 に関する情 報であるた め。
			○ 竣工式及び内覧 会実施案 ・ 左記議事録 3 頁目中、25 行目	報告事項の項目 名に過ぎず、公 開することによ り、招待者の追 加要望や竣工式 の複数開催の要 望を招来するお それのある情報 とは認められな いため。	公開するこ とにより、 招待者の追 加要望や竣 工式の複数 開催の要望 を招来する おそれのある 情報である ため。
			○ 引越し案 ・ 左記議事録 3 頁目中、31 行目	報告事項の項目 名に過ぎず、公 開することによ り、引越し時に 生じる関係施設 の防犯上脆弱な タイミングが明 らかとなる情報 とは認められな いため。	公開するこ とにより、 引越し時に 生じる関係 施設の防犯 上脆弱なタ イミングが 明らかとな る情報であ るため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)	
δ	戊戌 文書	議題「 (1) 児童 ・障害福 祉施設の 安全対策 について」に係 る資料 中、頁番 号1頁及 び3頁か ら7頁ま で	安全対策に係る内容 中、次に掲げるもの ○ 左記資料頁番号 1頁中、3行目か ら6行目まで、20 行目から21行目ま で ○ 左記資料頁番号 3頁中、1行目	公開することによ り、施設の安 全面の確保に支 障を生じるよう な具体的防犯体 制に関する情報 とは認められな いため。	具体的防犯 体制等に関 する情報で あるため。
		取組んで いる又は 検討して いる安全 対策につ いて(特 定施設 D)	安全対策に係る内容 中、次に掲げるもの	マニュアルの有 無に関する情報 にすぎず、公開 することによ り、施設の安 全面の確保に支 障を生じるよう な情報とは認め られないため。 (答申5(3)ア(1)参照)	具体的防犯 体制に関す る情報であ るため。
			○ 左記文書1頁目 中、4行目から8 行目まで ○ 左記文書1頁目 中、22行目から27 行目まで ○ 左記文書2頁目 中、2行目、4行 目から5行目まで		

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)
δ 戊戌 文書 < 続き >	児童自立支援拠点の基本理念 (案)	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書中、3行目から6行目まで	基本理念案の公開をもって児童自立支援拠点の本来の理念や方針が実現できなくなるとは認められないため。 (答申 5 (3) ア (コ) 参照)	児童自立支援拠点が目指す本来の理念や方針が実現できなくなる情報であるため。
	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について (案)	実施案中、次に掲げるもの ○ 左記文書中、3行目から5行目 21文字目まで、7行目、9行目から11行目まで、20行目から23行目5文字目まで、24行目から29行目まで	公開することにより、招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報とは認められないため。	招待者の追加要望や竣工式の複数開催の要望を招来するおそれのある情報であるため。
	引越し日程について (案)	引越し案中、次に掲げるもの ○ 左記文書2ページ中、1行目から17行目まで	引越しに伴い生じる作業の分担に関する情報に過ぎず、公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報とは認められないため。	公開することにより、引越し時に生じる関係施設の防犯上脆弱なタイミングが明らかとなる情報であるため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	該当部分	理由	備考 (実施機関の説明)	
δ	庚子文書	平成 28 年 7 月 26 日 付け 支出 命令 起案 文書	購入した防犯用品の内容（規格、数量等含む。）が分かる情報のうち、次に掲げるもの ○ 支出命令票中、件名の 6 文字目から 8 文字目まで	当該文書から明らかな情報であって、公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	防犯用品の購入代等に関する情報であるため。
		平成 28 年 9 月 1 日 付け 支出 命令 起案 文書	修理した防犯設備の内容が分かる情報のうち、次に掲げるもの ○ 起案用紙中、件名の 8 文字目から 10 文字目まで ○ 支出命令票中、件名の 8 文字目から 10 文字目まで ○ 仕訳明細書（支出）中、件名の 8 文字目から 10 文字目まで		
		平成 28 年 8 月 4 日 付け 執行 伺い 起案 文書	修理した防犯設備の内容が分かる情報のうち、次に掲げるもの ○ 起案用紙中、件名の 8 文字目から 10 文字目まで ○ 執行伺票中、件名の 8 文字目から 10 文字目まで		

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである（特段の指示がない限り、表中の記載事項は行数として数えない）。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 9 月 22 日	○ 諮問
12 月 11 日 (第 171 回部会)	○ 審議
平成 30 年 1 月 23 日 (第 172 回部会)	○ 審議
2 月 20 日 (第 173 回部会)	○ 審議
3 月 20 日 (第 174 回部会)	○ 審議
4 月 20 日 (第 175 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 30 年 5 月 17 日現在) (五十音順)